別記様式第２号（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

広島県土木建築局技術企画課長　様

申請者名称

押印不要

（申請時には削除）

代表者

誓　約　書

　民間工事流用先一覧表の登録申請に当たり，申請者が次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

　また，該当することが明らかになった場合には，登録を取り消されても異議はありません。

|  |
| --- |
| １　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ２　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２９条第１項第７号又は第８号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され，その取り消しの日から５年を経過しない者  ３　前号の許可の取り消し処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に，建設業法第１２条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から５年を経過しないもの  ４　前号に規定する期間内に同号に規定する届出があった場合において，同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人の使用人であった者で，当該届出の日から５年を経過しないもの  ５　建設業法第２８条第３項又は第５項の規定により営業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者  ６　建設業法第２９条の４の規定により営業を禁止され，その禁止の期間が経過しない者  ７　禁錮以上の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ８　建設業法，建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３条の２各号に掲げるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第３２条の３第7項及び第３２条の１１第１項の規定を除く。）に違反したことにより，又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条，第２０６条，第２０８条，第２０８条の２，第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯したことにより，罰金の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ９　暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）  10　心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの  11　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの  12　法人でその役員等又は使用人のうちに，第１号から第４号まで又は第６号から第１０号までのいずれかに該当する者のあるもの  13　個人で使用人のうちに，第１号から第４号まで又は第６号から第１０号までのいずれかに該当する者のあるもの  14　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |